平成２１年（フ）第１１４号
静岡県熱海市下多賀1711番地
破産者　有限会社川口ランドリー
1　決定年月日　平成21年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第５３５号
大阪府泉佐野市下瓦屋３丁目２番33号
破産者　株式会社美寳
1　決定年月日　平成21年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２０年（フ）第１３９号
兵庫県尼崎市富松町１丁目12番10号トマツ市場内
破産者　協同組合トマツ市場
1　決定年月日　平成21年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成１７年（フ）第１０１号
山口県下関市稗田町７番１号
破産者　山九興産株式会社
1　決定年月日　平成21年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２０年（フ）第１４７号
愛媛県松山市東方町甲2058番地１
破産者　道路開発株式会社
1　決定年月日　平成21年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所

平成２０年（フ）第８３５号
愛媛県松山市来住町1228番地１
破産者　日本電話電工株式会社
1　決定年月日　平成21年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第９１号
栃木県那須塩原市二区町341番地
破産者　関　　正義
1　決定年月日　平成21年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２０年（フ）第１８５８号
宮城県黒川郡大和町吉岡字天皇寺185番地の18　ロイヤルハイツ壱番館201
破産者　松橋　　明
1　決定年月日　平成21年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第４８０号
中華人民共和国　哈爾浜市学府74　国際文化教育学院寮1706、開始決定時の住所宮城県名取市ゆりが丘３丁目16番地の10
破産者　島貫　和明
1　決定年月日　平成21年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１５８号
福島県郡山市亀田１丁目12番11号　ユーバードルフＥ－２号、破産手続開始決定時の住所福島県郡山市亀田２丁目13番18号
破産者　佐藤　輝彦
1　決定年月日　平成21年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第１５９号
福島県郡山市亀田１丁目12番11号　ユーバードルフＥ－２号、破産手続開始決定時の住所福島県郡山市亀田２丁目13番18号
破産者　佐藤とよ子
1　決定年月日　平成21年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２０年（フ）第１７６６号
埼玉県川口市戸塚４丁目15番23号　プラムガーデン103、旧住所埼玉県川口市戸塚３丁目28番22号
破産者　風間美代子
1　決定年月日　平成21年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第２１０号
埼玉県川口市朝日２丁目19番７－303号　コンフォール朝日
破産者　齋藤　秀文
1　決定年月日　平成21年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第２１１号
埼玉県川口市朝日２丁目19番７－303号　コンフォール朝日
破産者　齋藤　綾子
1　決定年月日　平成21年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第４０７号
さいたま市大宮区天沼町１丁目277番地７、開始決定時の住所さいたま市大宮区天沼町１丁目180番地１　507号
破産者　田口　秀明
1　決定年月日　平成21年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第７４２号
埼玉県川口市江戸１丁目16番７－401号　グリーンミユキ川口江戸
破産者　橋本　智子（旧姓大渕・渡邉）
1　決定年月日　平成21年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第７７６号
埼玉県蓮田市大字根金1326番地
破産者　田上　秀樹
1　決定年月日　平成21年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第９３４号
埼玉県戸田市笹目南町21番19号　ＢｅｌｌｅＭａｉｓｏｎＡＭ１Ｄ号室
破産者　安里　政裕
1　決定年月日　平成21年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１２９３号
さいたま市見沼区大字風渡野475番地　イーグルハイツＡ101、旧住所さいたま市見沼区大字蓮沼1102番地２　201
破産者　池田　栄史
1　決定年月日　平成21年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係